

# 結婚新生活支援事業

## 事業背景

- 「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされている。
- 「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)においては、「実効性のある少子化対策を進めるため、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援する」こととしている。
- このことから、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方公共団体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する。

## 令和4年度

### 都道府県主導型市町村連携コース

総合的な結婚支援に取り組む都道府県が主導し、自治体間連携の促進により本事業を実施する市区町村の割合を面的に拡大する取組を重点的に支援。

- **補助対象** : 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用、引越費用
- **対象世帯** : 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満(世帯年収約540万円未満に相当)の新規に婚姻した世帯
- **補助上限額** : 夫婦ともに29歳以下: 60万円、左記以外: 30万円 (いずれも1世帯当たり) ※結婚祝い金(現金)や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外
- **補助率** : 2/3
- **実施要件** : ①都道府県が中心となり、本事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を策定、内閣府において審査。  
②事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論するための協議会等を設置。  
③「自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組」及び「大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくり」の取組を実施し、複数の自治体の連携により実効性のある少子化対策を管内自治体で推進。  
※市区町村が実施する結婚新生活支援事業に係る経費に加え、自治体(都道府県・市区町村)が実施する取組に係る経費も補助率を嵩上げて支援  
④事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府としてフォローアップを実施。

### 一般コース

- **補助上限額** : 1世帯当たり30万円
  - **補助率** : 1/2
- ※補助対象、対象世帯は上記連携コースと同じ

※地方分権の提案を受けた継続補助の追加: 前年度補助上限未満の支給世帯に対して、その差額を支給できる継続補助制度を追加